

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国会社法および外国投資法施行後会計処理の調整事項

2023 年 12 月 29 日に改正された「中国会社法」は、2024 年 7 月 1 日より施行されました。また、「外国投資法」は、2020 年 1 月 1 日より施行されており、施行後における関連する会計処理の取扱いについて紹介させていただきます。

資本剰余金による欠損填補について

1. 資本剰余金をもって欠損を填補する場合は、当社の監査済みの直前会計年度（2024 年度以降に限る）の個別財務会計報表を基礎とし、期末までの繰越利益剰余金のマイナス額をゼロにする範囲内で行うものとします。まず任意剰余金、次いで法定準備金の順に充当し、それでも填補できない場合は、以下の行為により増加した資本剰余金の範囲内で欠損を填補することができます。

- ① 通貨または物品、知的財産権、土地使用権、株式、債権など、貨幣評価が可能でかつ法令により譲渡が認められている非貨幣的資産の出資を受け入れた場合。
- ② 代位弁済、債務免除、あるいは通貨・物品・知的財産権・土地使用権の寄付による資本性投入を受け入れた場合。

上記行為により増加した資本剰余金のうち、国家の関連規定により特定の株主専用または用途が限定される資本剰余金は、権利者の同意がある場合を除き、欠損填補には使用できません。条件付きで増加した資本剰余金で、その金額が変動する可能性がある場合は、金額が確定した後のみ欠損填補に使用できます。

2. 会社が資本剰余金で欠損を填補する場合は、「資本剰余金による欠損填補案」を策定し、欠損の状況、填補の理由、使用する資本剰余金の種類・金額・方法などを明示し、取締役会決議を経て、株主総会（またはこれに類する機関。以下同じ）に付議するものとします。株主は法に基づき質疑および表決を行います。株主総会で承認されなかった場合、会社は資本剰余金による欠損填補を行ってはなりません。
3. 資本剰余金を使用して欠損を填補する会社は、株主総会がその決議を行った日から 30 日以内に債権者へ通知するか、または公告しなければなりません。会社の債権者は、自己の債権に係るリスクを合理的に評価するものとします。金融機関については、金融監督部門の関連規定に基づく情報開示を行う場合、本条の規定は適用されません。
4. 資本剰余金を使用して欠損を填補した会社は、関連する情報開示義務を履行する際、財務諸表附注の「繰越利益剰余金」項目の下に、資本剰余金で填補した金額を個別に開示しなければなりません。

非貨幣的資産による出資の取扱いについて

1. （株主から物品、知的財産権、土地使用権、株式、債権など、貨幣評価が可能でかつ法的に譲渡が認められている非貨幣的資産の出資を受け入れる場合は、「財政部・工商総局による非貨幣的資

産出資の評価管理強化に関する通知」の規定に従い、資産評価を実施し、設立・増資・合併・分割等の事項に関する社内決議手続きを履行する必要があります。

2. 株主が投入した非貨幣的資産について、会社は資産の特性を踏まえ、資産権益の実現に影響を及ぼす可能性のある各種要因に十分留意し、必要に応じて法律意見書を取得することができます。

準備基金、企業発展基金、従業員奨励及び福利基金残高の処理について

1. 「中国会社法」に定める組織形態・組織構造及び活動準則を適用する外国投資企業は、規定に基づき法定準備金および任意剰余金を積立てなければなりません。準備基金の残高は法定積金として管理・使用し、企業発展基金の残高は任意剰余金として管理・使用します。非会社制の外国投資企業については、これを準用します。
2. 外国投資企業の従業員奨励及び福利基金は、積立時に定めた用途・使用条件・手続に従って使用します。清算時には、「『中国会社法』施行後における企業財務処理問題に関する通知」の規定により負債として管理すべき部分を除き、「外国投資企業の清算期における財政財務管理に関する規定についての通知」に基づいて処理します。
3. 外国投資企業は、2025年1月1日以降、準備基金、企業発展基金、従業員奨励及び福利基金を新たに積立ててはなりません。2025年1月1日以降に計上されたものは、取り消し（戻入）処理を行わなければなりません。

お見逃しなく！

上記の通り、中国会社法が資本剰余金による欠損填補を認める範囲を前提として、填補の範囲・時期・根拠・手続について会計処理の規範を定めています。中国会社法が株式・債権による出資の合法性を明確にしたことを踏まえ、企業が非貨幣的資産を出資として受け入れる際には、資産評価および内部統制を適切に実施することを強調し、資産権益実現に影響を及ぼす要因への十分な注意を促しています。外国投資法により外国投資企業の組織形態・組織機構及び活動準則が中国会社法等の法令に準拠することが明確にされたことを前提として、三種基金の財務処理要件を明確にしています。